

札幌市資料館の管理に関する協定における仕様書に関する確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市資料館条例（平成 17 年条例第 110 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 11 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市資料館運営共同事業体代表者株式会社コンベンションリンケージ（以下「乙」という。）が締結した札幌市資料館の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 5 条に規定にしている仕様書のうち別紙 1 札幌市資料館管理運営業務の業務毎の届出・記録・報告事項一覧に関し、次のとおり一部事項（温室効果ガス集計表）を削除したことを確認する。

原仕様書別紙 1 (1-(3))

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
1 統括管理業務						
(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進						
ケ	省エネルギーに係る業務計画		○			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届出ること。
	エネルギー等使用実績集計・管理票	札幌市環境マネジメントシステム 様式 2		○		毎年 5 月 31 日までに報告
	温室効果ガス集計表	札幌市環境マネジメントシステム 様式 4		○		毎年 5 月 31 日までに報告

改定仕様書別紙 1 (1-(3))

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
1 統括管理業務						
(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進						
ケ	省エネルギーに係る業務計画		○			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届出ること。
	エネルギー等使用実績集計・管理票	札幌市環境マネジメントシステム 様式 2		○		毎年 5 月 31 日までに報告

上記確認事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 4 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

(乙) 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地
札幌市資料館運営共同事業体
代表者 株式会社コンベンションリンケージ
代表取締役 平位 博昭